

会 員 規 約

第1条[名称]

本会は、「山陽レディース倶楽部『きらり』」と称します。

第2条[目的]

本会は、会員のために第5条に定める会員サービスを提供し、会員と山陽新聞社との交流、並びに会員相互の親睦を図り、併せて、女性のライフスタイルを充実させることを主な目的とします。

第3条[会員]

本会は、20歳以上の女性個人で、さん太クラブ会員を会員として構成します。

第4条[登録]

入会の申し込み者は、さん太クラブに同時入会となります。本会およびさん太クラブ事務局に備える会員名簿にその名前、住所、会員番号等を登録します。登録者が公序良俗に反する等、本会員として不相当であると認められたときは登録を拒否し、既に登録したものを抹消することができます。入会規約を理解し、登録します。登録・入金された方には会員証を発行します。会員の資格期間は毎年5月1日～翌年4月30日(1年間)とします。

第5条[会員サービス]

本会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる各種事業を行います。

1) 会員向けメールマガジンの発行(コンテンツ及びニュース内容については、山陽新聞社が作成・運営します)。2) 本会が主催、または他の団体と提携して行う各種事業の案内。3) 会員アンケートの実施。4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第6条[会員証]

「山陽レディース倶楽部『きらり』会員証」は、「さん太クラブ会員カード」に「きらり会員シール」を貼ってご使用ください。

第7条[特典]

年3回のステージイベントに無料でご参加いただけます。ステージイベントについての通信をお送りいたします。観劇などの日帰り旅行(有料)にお申し込みいただけます。女性に人気のプチイベントにご参加いただけます。山陽新聞カルチャープラザ入会金(3,150円)を免除いたします。山陽新聞旅行社(事業社)主催の旅行代金をご優待いたします。協賛各社からの会員優待情報をご提供いたします。さん太カード再発行手数料が200円となります(通常500円)。

また会員は、さん太クラブが開設するホームページ内で、特典を受けることができます。特典を受けようとする場合は、さん太クラブ会員証に記載された会員番号の告知を要します。会員が各種事業に参加、または利用する場合には会員各自の責任においてこれをなすこととし、万一事故ある場合、本会はその責めを負いません。

第8条[個人情報の取り扱い]

さん太クラブに準じます。

第9条[会員へのお知らせ]

年4回の会報と年3回のステージイベント当日の配布物により各種情報をお知らせします。さん太クラブに準じます。

第10条[お知らせの中止]

さん太クラブに準じます。

第11条[退会]

さん太クラブに準じます。

第12条[登録情報の変更]

さん太クラブに準じます。

第13条[会員規約]

さん太クラブに準じます。

第14条[年会費]

年会費6,000円(母娘の場合お一人様5,000円)は一括前納制で、納入後は原則としてお返しいたしません。

第15条[会員サービスの変更・中断・停止]

さん太クラブに準じます。

第16条[免責・制限条項]

さん太クラブに準じます。

第17条[会員規約の効力]

さん太クラブに準じます。

第18条[会員の義務]

1) ユーザー名、パスワード管理義務 本会は、さん太クラブの会員証に登録されたユーザー名、パスワードで本会のサービスを受けることができます。会員証は会員本人のみの使用とし、第三者に開示、譲渡、貸与または漏洩しないように会員本人が責任をもって管理することとします。第三者が会員証を使ってサービスを利用した場合も会員本人の行為とみなし、本会はいかなる責任も負いません。個人認証データの紛失、盗難、第三者による不正利用などが判明した場合には、会員は直ちに本会に連絡し、本会の指示に従うものとします。2) 譲渡禁止 会員は、本会における会員サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する行為はできないものとします。

第19条[専属的合意管轄裁判所]

さん太クラブに準じます。

第20条[準拠法]

さん太クラブに準じます。

第21条[事務局]

山陽新聞社広告本部内に「山陽レディース倶楽部事務局」をおきます。

●個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー) さん太クラブに準ずる。